

令和5年7月14日開会

令和5年7月14日閉会

第774回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 7 7 4 回湯川村農業委員会会議録

第 7 7 4 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 7 月 1 4 日湯川村役場に召集した。

### 1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	鈴木 光 雄	2 番	小 沼 幸 子
3 番	齋 藤 真 助	4 番	星 正 大
5 番	鴻 巣 重 人	6 番	佐 藤 敬 一
7 番	兼 子 房 男	8 番	津 村 榮 喜
9 番	渡 部 正 美	1 0 番	兼 子 力
1 1 番	佐 藤 孝 志	1 2 番	山 口 栄 子
1 3 番	武 藤 喜 久 子	1 5 番	大 場 忠 重

### 2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（1 人）

1 4 番 中 島 和 裕

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	大 場 祐 一	石 田 弘 恵
産業建設課農業振興係職員	長谷川 猛	芦 沢 卓 也

### 4. 本日の会議の案件

議案第 1 3 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討について

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。まもなく梅雨明けでございますが、管内の水稻の生育状況であります。6 月がかなり天候に恵まれ、昨日、J A と県普及所で水稻の生育調査を実施しておりましたが、今のところ順調だとのことでした。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員からは、14 番委員から欠席の報告を受けています。農業委員 8 名中 8 名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 774 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に3番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第13号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、2ページをお開きください。議案第13号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討について、を議案書2ページにより朗読。3ページには議案第13号に係る三澤村長からの照会の文書を添付してございます。村が基本的な構想の変更をするに場合においては、農業営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき農業委員会からの意見を聞くこととされておりますことから、農業委員会としての意見等を求められております。詳細な内容については産業建設課農業振興係職員から説明していただきます。

議長 それでは、産業建設課農業振興係芦沢主査お願いします。

芦沢主査 産業建設課農業振興係の芦沢と申します、それでは、私の方から本議案内容について説明させていただきます。

この議案は、湯川村の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る案件であります。

基本構想とは、認定農業者の認定基準や村の農業の方向性を定めた内容になっております。この基本構想は、県が策定する基本方針に準じて、各市町村が作成・変更を行うものであります。

今回、農業経営基盤強化促進法が令和4年5月に法律改正したものが公布され、令和5年4月に施行されました。

福島県においても、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更見直しが行われましたので、湯川村においても本基本構想の見直しを進めているところでございまして、見直しの際には、管内の農協と農業委員会に意見を求めることが法律で定められているため、今回、基本構想変更に係る意見照会をさせていただきます、本定例会でご協議頂く次第でございます。

それでは、今回、変更した主な内容についてのみ、説明させていただきますので、お配りしている資料をご覧ください。

今回の変更では、全体を通して、前回変更があった令和3年より変更を行う箇所を追加・削除を行っており、赤字で記載しております。

今回の変更は、冒頭でも申しましたとおり、「農業経営基盤強化促進法」の改正により、法令で定められる箇所について追記修正等を行うこととしております。目標年度は前回同様の令和11年度とし、計画策定指標値などの設定数値は、概ね5年ごとの見直しであることから、県と同様に令和7年度に実施予定とし、今回は変更を行っておりません。

改正資料案に沿って、大きな変更点のみを抜粋して説明をさせていただきます。今回の大きな改正点として、「農業を担う者の確保及び育成等に関する事項」が明記されたことから、資料の7ページ「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」「3」(2)として、文言の修正及び県の基本構想に準じた記載に変更しております。

併せて、資料の15ページ第3として「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項」として新たに記載を追記しております。

17ページの効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標の数値は変更しておりませんが、目標年次については概ね10年先としておりましたが、県と同様に令和13年としております。令和13年としている理由としては、県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針に基づいて設定をしておりますので、ご了承ください。

続きまして、18ページの地域計画関係です。

今回の法律改正により法第19条に「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画」いわゆる「地域計画」を定めることが明記されておりますので、「人・農地プランの実質化」の記載から変更、及び「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」において追記等を行っております。

続きまして、農業経営・就農支援センターに係る部分です。

改正された法第11条の11において、「都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（次条第一項において「農業経営・就農支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備するものとする。」と明記されましたので、基本構想における関係機関名称について、28ページ以降の関係機関について「農業経営・就農支援センター」と変更しております。また、他の関係機関についても、会津農林事務所と調整しながら、追記修正等を行っております。

以上が今回の見直しで変更があった主な箇所でございます。

なお、本日、農業委員会より本基本構想の内容について、同意を頂いた場合は、その後福島県へ本協議を行い、正式に策定に移らせていただく予定となっております。

- ります。それでは、以上で私からの説明を終わらせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。それではこれより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 7番委員 はい、議長。
- 議長 はい、7番委員。
- 7番委員 集積率は、85%の目標となっておりますが、現在の集積率は何パーセントですか。
- 芦沢主査 令和5年3月末現在で、約73%であります。
- 7番委員 関連して質問いたします。65歳以上の農業者が半分を占めている中で、新規就農者を年間2名確保する目標であります。現在の状況はどのようになっていますか。
- 長谷川係長 令和4年度の新規就農者の実績は2名であります、なかなか厳しい状況ではあります。
- 議長 他に、質疑ありませんか。
- 15番委員 はい、議長。
- 議長 はい、15番委員。
- 15番委員 資料15、16ページにかけて農業を担う者の確保に関する事項がありますが、4番の「就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」の条文の文言が、「努める」と標記されておりますが、表現的に弱く如何なものかと思えます。
- 芦沢主査 「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項」として新たに記載を追記した内容であります。作成する内容は、県の内容に即して作成しておりますので、ご理解ください。
- 議長 他にございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思っておりますがご異議ございませんか。
- (異議なし、の声)
- 議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。これより、議案第13号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討について、を採決したいと思っておりますがご異議ございませんか。
- (異議なし、の声)
- 議長 ご異議なしと認めます。これより、議案第13号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る検討についてを採決いたします。
- 議長 本案に対して「異存がない」旨の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は「異存がない」旨の意見を付すことに決定いたしました。
- 議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第774回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第13号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和5年7月14日午前9時42分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和5年7月19日

湯川村農業委員会

会 長

3番 委 員

4番 委 員